

緊急時の対応について

【補足説明】

- 掃除機で誤嚥の応急処置
- AEDについて
- 救命処置時の法的問題について

● 掃除機で誤嚥の応急処置

家庭用の掃除機は医療用の吸引機よりも相当『強力』です。

ただし人体への安全面は考慮されていないのでむやみな連続使用は気管などを傷つける場合がありますのでご注意ください。

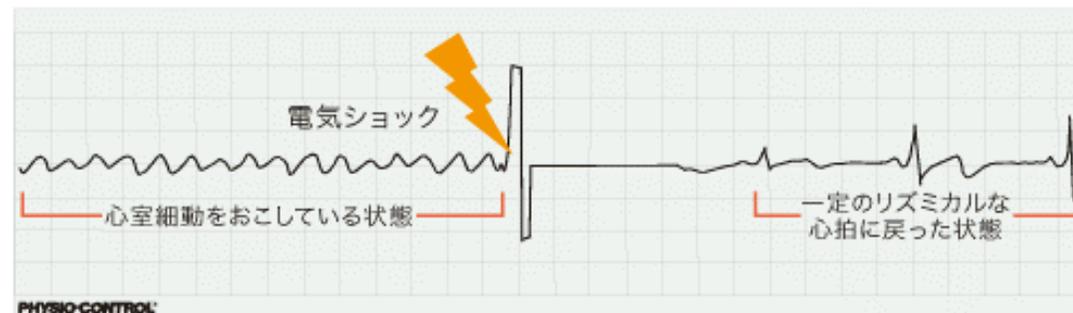


● AEDとは

AED (Automated External Defibrillator)

”自動体外式除細動器”

突然心停止状態に陥った時、
自動的に心臓に電気ショックを与えて、
正常な状態に戻す医療機器



● 使い方

- ①音声案内に従って、電極を胸部へ張付ける。
- ②解析結果に基づいてボタンを押す。

操作に高度な専門知識を全く必要としません。
日本でも2004年7月から、救命のためであれば
一般市民も使えるようになりました。



● 救命処置時の法的問題

もし行った救命処置に間違いがあれば法的責任に問われるのか？

一般市民による応急手当が 積極的に行われていない理由

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| 1 「方法がわからないから」 | 69.2% |
| 2 「かえって症状が悪化したりすると、
責任を問われかねないから」 | 36.0% |
| 3 「かかわりたくないから」 | 25.3% |

「交通安全に関する世論調査」のアンケート結果より

アメリカでは

※グット・サマリタン・ロー (Good Samaritan Law)

「善きサマリヤ人法」

基本的には緊急時の場合、市民が進んで応急手当を行い、善意で救命手当等の救助行為にでた者について、万一の事態になっても法的責任は免責される

ドイツでは

※ドイツ刑法第323条 (救助の不履行)

災害又は公共の危険若しくは急迫に際し、救助を行うことが必要であり、かつ諸般の事情からみて行為者にそれを期待することができ、特に自分自身に著しい危険もなく、かつ他の重要な義務に違反しなくても、それが可能であるにもかかわらず、救助を行わなかった者は、1年以下の自由刑又は罰金に処する

日本では

※刑法第37条(緊急避難時)

救命手当は、「社会的相当行為」として違法性を問われず、故意もしくは、重過失でなければ法的責任はない。

※民法第698条(緊急事務管理)

悪意または重過失がない限り、善意で実施した救命手当の結果に救命手当の実施者が被災者などから責任を問われることはない。

善意に法的責任なし

事実、日本国内において現在まで救命手当を行うことによって法的責任を問われた事例はありません。